

大学教育職員の任期に関する規程

常任理事会

平成23年7月4日制定

(目的)

第1条 本規程は、愛知東邦大学（以下、「本学」という。）において、教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（以下、「任期制法」という。）に基づき任用する専任教員の契約期間（以下、「任期」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(呼称、職位および処遇)

第2条 本学では、任期制法第4条第1項から第3項までの規定に基づき、任期を定めて任用する教員を任期制教員という。

2 任期制教員の職位は助教とする。ただし、本学が定める特定の計画に基づき期間を定めて教育研究活動を行う場合、その活動に従事する任期制教員の職位を教授、准教授または講師とすることができる。

3 任期制教員は、任期中または任期の更新（以下、「再任用」という）の際、および再任用中における昇任は行わないものとする。

(任用)

第3条 任期制教員の任用に関しては、本学「就業規則」第4条および第5条、ならびに「教員資格審査規程」および「教員資格審査運用規程」を適用する。

(任用期間)

第4条 任期制教員の任期は3年を限度とする。なお、任期制教員の再任用は1回を限度とし通算で6年までとする。

(再任用等の基準)

第5条 任期制教員の任期（3年以内）が満了する時点において、当該任期制教員が次の各号の条件をすべて満たしている場合、再任用または契約の変更をすることができる。

- (1) 教育課程に担当できる専門分野の科目が配置されていること
- (2) 原則として本学「教職員給与に関する規程」第17条に定める持ち時間があること
- (3) 本学教員として就業規則第3条に規定する職務遂行ができる人材であること

(再任用等の手続き)

第6条 学長は、任期制教員に対して第4条の任用期間満了後における雇用継続の有無を任用期間満了の1年前までに第2項に規定する手続きを経た後、当該教員にすみやかに通知する。

2 学長は、前条の規定に基づき、任期制教員に通知する前に学部長等の意見を聴き、教学法人会議に諮ったうえで、任期制教員の再任用または契約の変更のいずれが相当であるかを判断し、常任理事会で決定する。

(退職)

第7条 任期制教員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1) 任用時の契約において、再任用がない旨あらかじめ示されている場合は、その任期が満了したとき

(2) 前条第1項により再任用または契約変更をしない旨の通知がなされた場合は、その任期または再任用期間が満了したとき

(適用)

第8条 任期制教員に関しては、この規程に定めのない事項は、本学就業規則（就業規則第14条（定年による退職）を除く。）を適用する。

(公表)

第9条 この規程を制定または改廃したときは、任期制法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教学法人会議の議を経て常任理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前において任用された任期制教員に関しては、当該任期が満了するまで本学就業規則第17条（退職金）および第33条（給与）の規定を適用せず、任用時の契約によるものとする。
- 3 この規程は、改正（第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条）により、平成31年4月1日から施行する。